

令和7年11月定例会 経済委員会

令和7年12月18日（木）

〔委員会の概要 観光スポーツ文化部関係〕

出席委員

|      |    |    |
|------|----|----|
| 委員長  | 沢本 | 勝彦 |
| 副委員長 | 重清 | 佳之 |
| 委員   | 岡田 | 理絵 |
| 委員   | 井村 | 保裕 |
| 委員   | 寺井 | 正邇 |
| 委員   | 北島 | 一人 |
| 委員   | 仁木 | 啓人 |
| 委員   | 岸本 | 淳志 |
| 委員   | 岡田 | 晋  |

委員外議員

|    |    |    |
|----|----|----|
| 議員 | 岡  | 佑樹 |
| 議員 | 達田 | 良子 |
| 議員 | 扶川 | 敦  |

議会事務局

|         |    |    |
|---------|----|----|
| 議事課長    | 郡  | 公美 |
| 議事課課長補佐 | 小泉 | 尚美 |
| 議事課主任   | 横山 | 雄大 |

説明者職氏名

〔観光スポーツ文化部〕

|          |     |    |
|----------|-----|----|
| 部長       | 勝川  | 雅史 |
| 副部長      | 長谷川 | 尚洋 |
| 副部長      | 永戸  | 彰人 |
| にぎわい政策課長 | 原田  | 敬弘 |
| 観光誘客課長   | 高木  | 真郷 |

---

沢本勝彦委員長

ただいまから経済委員会を開会いたします。（14時02分）

直ちに議事に入ります。

これより、観光スポーツ文化部関係の調査を行います。

国際定期便に係る観光消費額の件につきまして、理事者側から説明を受けることといたします。

（「ありません」と言う者あり）

それでは、これより質疑に入ります。  
質疑をどうぞ。

#### 岡田理絵委員

今日の新聞に載っていた観光消費額の根拠記録なしというところで説明を求めたいと思って、委員会の招集をお願いいたしました。

まず、9月の経済委員会において、国際定期便の就航から8月末までの成果として経済消費額の推計値を示していただいたと思います。それで香港便が4億4,000万円、韓国便が約6億2,000万円で、合わせて10億6,000万円という数字が出て、徳島県への経済波及効果があったものと御答弁いただいたと思います。

一方で、この事業には県費も多く予算計上されておりまして、県民の皆様からは、投入された公金に対して10億6,000万円という成果がどのように導き出されたものなのかという具体的な根拠を求める声も、確かにあります。

航空会社との機密保持という契約があるとのことのお話もありますが、個別の支援額として開示できない部分があることは、そういう縛りがあるということで理解してはいるのですが、観光消費額の算出の考え方について透明性を持って広く共有されるべきであると思います。

そこで、この10億6,000万円という推測値を導き出すに当たり、どのような統計データを基に算出したのか、改めて説明願いたいと思います。

#### 高木観光誘客課長

ただいま岡田委員より、観光消費額の積算根拠についての御質問でございます。

9月の経済委員会の時点におきましては、積算に当たり必要な外国人割合につきまして航空会社との間で守秘義務が課されていたため、具体的な積算についてはお示しできていない状態でございます。

その後、議会での御論議を踏まえ航空会社との交渉を重ねました結果、開示について合意に至り、さきの11月の経済委員会事前委員会において、外国人搭乗者数や割合につきましてお答えさせていただいたところでございます。

国際定期便の成果であります観光消費額約10億6,000万円の算出に当たりましては、客観的な統計データに基づき、計算式を用いて推計してございます。

基本的な計算式を申し上げますと、まず搭乗者数のうちインバウンド客の数掛ける一人1泊当たりの消費単価掛ける県内平均宿泊日数としてございます。

まず、搭乗者数につきましては、香港便が95往復、平均搭乗率約49%、韓国便が107往復、平均搭乗率約74%という8月末までの運航実績に、外国人割合としまして香港が90%、韓国が80%を掛けてインバウンド旅客数を算出してございます。

次に、一人1泊当たりの消費単価につきましては、観光庁のインバウンド消費動向調査2024を参照しまして、香港の一般客約3万7,000円、韓国の一般客約2万6,000円という国・地域別の最新値を用いてございます。

最後に、県内平均宿泊日数につきましては、観光庁の宿泊統計や県内の外国人宿泊動向を踏まえ香港便は1.5泊、韓国便は2泊と仮定しまして、これらを掛け合わせることで香

港便約4億4,000万円、韓国便約6億2,000万円の計10億6,000万円を導き出してごさいます。

このように、公的な統計と実績値を組み合わせ適正な試算を行っているところではございますが、他県におきましては、専門機関に依頼して国際定期便に係る経済効果を算出している事例もございますので、県としましても、数値的により細かい分析を行うため、両国際定期便の経済効果につきましては他県の事例も参考とし、今後、専門機関に依頼して算出してまいりたいと考えております。

#### 岡田理絵委員

委員会でも説明いただきましたけど、今の説明では、9月の時点では契約があつて詳細は公表できない、外国人割合が公表できないという話だったのですが、この11月議会において、そこの交渉結果を公表してもいいという合意が得られたので外国人のパーセンテージを公表したから、今の算出額がより正確なものとして提示できるようになったと理解させていただきたいと思ひます。

それで、今日の新聞によりますと、この根拠となる公文書が存在していないという指摘があつて、担当の課長の名前が出ていますけど、課長の個人的なメモというような表現がされているのです。

個人的なメモというのは、当然公表できない部分があるから、それを記録するためのものが個人的なメモという表現なのかなと私は理解させてもらうのですが、公文書が存在していない状況についての記述に対して、部内ではどのようなプロセスを取りながらこのことを確認して共有していったのかという部分の説明を頂きたいのと、あわせて、公文書としての整理に至らなかった経緯についても説明できますでしょうか。

あと個人的なメモという表現が正しいかどうかは別として、記録としては別にあつたけど、公文書が存在しなかった理由も説明していただければと思ひます。

#### 高木観光誘客課長

ただいま岡田委員から、試算の根拠となる資料についての御質問でございます。

9月の経済委員会の時点では、先ほどの観光消費額を算出するために必要な外国人搭乗者数や割合につきましては、航空会社との守秘義務が課されていたこともございまして、私のほうで個人メモとして試算したものでございます。その際、試算した結果やその積算の考え方につきましては、部長以下、部内で口頭で説明しまして共有してございますが、具体的な積算式や用いた数字は十分共有ができておりませんでした。

なお、委員御指摘の報道機関からの取材があつた10月から11月にかけては、まだ守秘義務が課されていたという状況は変わってございませんでした。

その後、航空会社との交渉により協議が整ったことから、外国人の搭乗者数やその割合については、さきの11月の経済委員会事前委員会におきまして開示できることになりまして、外国人搭乗者数や外国人割合についてお答えしたところでございます。

#### 岡田理絵委員

航空会社との交渉によって公表できることになった部分が多いから、今後は今までのよ

うに守秘義務の縛りを受けることなく公表できるようになっていくのですか。

高木観光誘客課長

今後の積算資料の開示という御質問でございます。

先ほど御説明させていただきましたとおり、現時点で積算に係る数字の面で公開できない数字はございませんので、今後、計算式につきましても開示できると考えております。

岡田理絵委員

逆に言うと、これからは、個人のメモではなく公文書となる書類として、きちんと公表できるものとして残していけるということによろしいですか。

高木観光誘客課長

今後の積算資料の取扱いという御質問でございます。

先ほど来説明しているとおおり、航空会社との開示の合意ができましたので、具体的な積算根拠につきましては、公文書として取りまとめてございます。

岡田理絵委員

11月の付託委員会でも言わせてもらったのですが、先ほど課長もおっしゃっていましたが、きちんと根拠を計算する専門機関に依頼して、皆さんが理解できるように、あと透明性を担保できるように、是非そのあたりも予算をきちんと取りながら進めていただきたいと強く要望して終わります。

仁木啓人委員

今の中でこんがらがってしまって、よく分からないところを聞くのですが、航空会社との守秘義務があったから、いわゆる公文書として残せなかったということなのでしょうか。

今回、この記事が出てしまうという評価をマスコミに頂いているわけなのですが、逆に言えば、航空会社との契約に守秘義務がなかったら公文書として残せていたのか。算定根拠についても、きちんとできていたのか。守秘義務があったからこそやれなかったという流れになっていたのかなと思ったのでお聞きするのですが、何が原因だったのか教えてください。

高木観光誘客課長

仁木委員からの御質問でございますが、9月の経済委員会の時点では、観光消費額を算出するために必要な外国人の搭乗者数や割合につきましては、まだ航空会社との協議が整っていなかったこともあり、守秘義務が課されていたのは事実でございます。その段階では、私の個人メモという形で試算して積算していたというのが実情でございます。

繰り返しになりますが、その際、試算の結果や考え方につきましては部内でも共有しておりましたが、守秘義務の話もありまして、具体的な積算式や用いた数字を公文書という形で残していなかったのが現状でございます。

## 仁木啓人委員

責めているわけではないのです。責めているわけではなくて、我々や県民が一番理解しやすいのは、守秘義務があったからできなかったということで収めていいのかなど。再発防止のためには、その原因たるものが何なのかが分からなかったら再発防止にならないので、終わったことは仕方がない。やって終わったことを戻すことはできないから、次、再発防止策は何ですかとなったら、守秘義務があったからできなかったのなら、極力、守秘義務が課されるような契約はまかないでいただきたいというのがずっとありました。ほかの問題も全部そうなのですが、守秘義務があるからあるからで、我々は訳が分からなくなってきたわけなので、そこら辺は強く、守秘義務が課される契約を結ぶ前に、何に守秘義務が課されるのかとか、そういうのを議会にきちんと説明してほしいです。

例えば特定秘密保護法でも、議員の中で保護するための秘密の委員会を開いて、どれを秘密にしますかと決めた上で、この部分について指定しましょうという合議の中で公の秘密として守られるわけなので、秘密になっていくのだったら、やはり契約をまく前に何について秘密なのかという限定した部分を、議会には前もってしっかり説明していただいたほうが、我々もみんなで決めたことだから仕方ないとなると思います。

だから、その秘密という部分が原因なのだったら、この秘密ということが再発しないように、みんなが理解できるようにしていただきたいと強く願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## 北島一人委員

今日の記事の中にもありましたけれども、県には徳島県公文書等の管理に関する条例があります。これまでの御説明を聞きますと、いわゆる航空会社との機密保持の契約のほうの方が優先されているような感じを受けるのです。県の条例よりも、民間と結んだ契約のほうの方が上位であるという判断のように聞こえるのですけれども、この点についてはどういう見解でおられるのでしょうか。

## 高木観光誘客課長

ただいま北島委員より、積算根拠と公文書についての御質問でございます。

先ほど来説明しているとおり、その当時は外国人搭乗者数や割合につきましては航空会社の営業秘密でございまして、我々から開示するのが難しかったというのが主たる原因であるかなと思っております。

また一方で、9月の段階でもお示しさせていただいた、10億6,000万円という成果を説明させていただいた際には、飽くまでも年度途中の県としての試算であるというのもございまして、私のほうで個人メモという形で試算したものでございます。

## 北島一人委員

いわゆる試算をした状態だったということですか。その時点では10億6,000万円という途中経過を報告されたけれども、それを算出した根拠が個人メモでしか残っていない。先ほどの説明では守秘義務が課されていたと。

いずれにしても、優先されているのは守秘義務であったり、幾ら途中経過であるにしても、最終的には、この徳島県公文書等の管理に関する条例です。

この記事にもありましたけど、要は最終的に政策評価ができるかどうか。以前、徳島県公文書等の管理に関する条例を作る時に、議会の中で様々に議論されたことを覚えております。今、県が進めていることが5年後、10年後、その先に本当に良かったかどうかと評価するためにも必要であるし、そのために県費や税金を幾ら使ったということが分かるようにしておくことを一番の目的に作ったものであります。

ここの議論をずっと、今回の部分だけではなくて、いわゆる支援の要綱が変わったとか、目的は同じだけど支援の内容が変わったとか、そこもそういった公文書になるようにきちんと理由を残しておかないと、今、政策評価が全くできない状況になっていると思うのです。どちらが上位かと言えば条例のほうが上位です。そこはきちんと県として守っていかないと。

先ほど仁木委員がおっしゃいましたとおり、そういった契約をまけば幾らでも、それはもう守秘義務が課されていますので、後から何も検証できないようなものになってしまったら、それこそブラックボックスであって、透明性なんて全く実現できるものではないと。

私が申し上げております条例のほうが上であるという見解は、県として間違っていないと言ふべきだと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

#### 勝川観光スポーツ文化部長

ただいま北島委員から、御質問を頂きました。

まず担当課から、観光消費額の算出の考え方と、実際の観光消費額の説明を口頭で受けました。

その際、一部の数値については守秘義務があること、それから、飽くまでも途中の試算ということから、我々としましては、その際に公文書に残すという指示は出しておりませんでした。

なお、ただいま北島委員から御指摘がありましたように、今まで議会でも様々な御議論がありました。今後、我々は透明性の確保、県民や議会の皆様への説明責任を果たせるよう、そうした条例に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

#### 北島一人委員

条例が上位でありますので、是非ともそれを厳守、遵守していただきたいと強く要望して終わります。

#### 岡田晋委員

岡田理絵委員がおっしゃった今日の新聞を来る手前で見て、えっと思いました。

この経済委員会で、私は10億6,000万円という説明を聞いていました。当然、それはメモといえども、試算して積み上げて10億6,000万円になったはず。まず、それを聞きます。

高木観光誘客課長

ただいま岡田委員より、10億6,000万円の積算根拠についての御質問でございます。

委員御質問のとおり、10億6,000万円につきましては、先ほど御説明いたしました計算式に数字を当てはめて算出したものでございます。

岡田晋委員

それを算出した時間帯はいつ、何日の何時、時間中でしたか。

時間中に作ったメモというのは公文書です。

それは家で作ったのではなくて、ここですね。ここであれば公文書なので……

沢本勝彦委員長

小休いたします。（14時25分）

沢本勝彦委員長

再開いたします。（14時26分）

岡田晋委員

一問一答はやめまして、全体的にまとめて言います。

何が聞きたいかという、公文書という形で決裁を取って残す文書以外でも、時間中に作った書類は公文書とみなされる中で、12月9日、私が付託委員会で質疑した時には、県内消費額10億6,000万円と説明がありました。費用対効果については数値的にはプラスのように思われますが、細かい分析はなされているのでしょうかと、私は質疑しました。

その説明では、県の試算として、韓国便、香港便を合わせて約10億6,000万円と推計しており、まさしく説明どおり、支援額以上の効果があったと考えております。それはどういうことかという、今回お示しした観光消費額は経済効果ではなく、観光庁インバウンド消費動向調査2024を基に試算した、訪日客が支払った宿泊、飲食、買物代などの直接的な消費額になりますということで、この説明によると10億6,000万円は守秘義務とは何も関係ない内容です。

そういうことになっている中で、なぜ我々のこの委員会で細かい分析を言ってくれなくて、ある新聞社が聞いた時にそれは出せません、情報公開されてもありませんというようなことで、そのメモというのは、10億6,000万円の積算基礎となった部分があるのだったら、それをきちんと整理して10億6,000万円の積上げはこれですと我々に示してほしいと思いますが、どうですか。

沢本勝彦委員長

小休いたします。（14時28分）

沢本勝彦委員長

再開します。（14時31分）

岡田晋委員

先ほど申し上げたのと連続になりますが、我々の委員会で報告された10億6,000万円という金額についての積算根拠となる積上げをきちんと出せますか。

高木観光誘客課長

10億6,000万円の積算根拠の資料の開示という御質問でございます。

今の時点では、外国人搭乗者数及び割合につきまして、各航空会社との協議が整い開示させていただいた状態でございますので、積算資料につきましてはお渡しできると考えております。

なお、繰り返しになりますが、現在は開示の合意を踏まえまして、具体的な積算根拠については公文書としても取りまとめてございますので、この点も御説明させていただけたらと思います。

岡田晋委員

その積算根拠となった書類をきちんと作って決裁を取って、我々にも全部配ってください。要望です。

仁木啓人委員

秘密の契約だったからというのはもう分かったし、あれなのですけれど、そうしたら何が秘密でどれが秘密でないかというのはずっと残って、現時点では秘密が緩和された。緩和されたというのはその数字を言っているのか、現時点でこの契約に基づいた運航に関するもので、秘密のものと秘密でないものは何があるのか教えてもらえませんか。

（「秘密はもう無い」と言う者あり）

秘密はもう無いということですか。一つ一つ合意していかないといけないのでは。

高木観光誘客課長

現在の航空会社との守秘義務の関係の御質問でございます。

今、守秘義務が課されているものにつきましては、まず香港便、韓国便それぞれの個別の運航支援額並びにグレーターベイ航空とのMOUの契約の中身でございます。

仁木啓人委員

先ほどの感じからしたら、契約に秘密は全然無いという認識を持たれている委員もいるけれども、秘密は残っているのですね。全般的に守秘義務の課された契約は残っている上で、この中の一部はいつも向こうと確認して、これは言っている、これは言ったら駄目みたいなのを航空会社と個別で一つずつ決めていくと。

全般的には守秘義務の課された契約がこのまま生きているから、全般は秘密ですということには変わらないということよろしいですか。

高木観光誘客課長

ただいま仁木委員より、守秘義務の範囲ということで御質問を頂いております。

先般来御答弁させていただいておりますとおり、グレーターベイ航空とのいわゆる覚書につきましては内容自体に守秘義務がかかっておりまして、その内容についてはお示しできない状況でございます。

それと繰り返しになりますが、イースター航空、グレーターベイ航空、個別の運航支援額についても、同様に守秘義務が課されてございます。

#### 北島一人委員

最後に確認させてください。仮の話をさせてください。

部長以下、課長が全員代わったときに、今、香港便は運休しておりますが、では来月から運航開始となったときに、いわゆる公文書というかメモだけが残っているとか、そういう状況の中で、きちんこの事業を進められるような状態になっていきますか。そうするためにも、メモであっても、きちんとした公文書は残しておかないといけないと思うのです。

今、私もまだこの条例をずっと見ていて最後まで見えていないのですが、公文書管理の中で何年間は公表できませんと、機密性を与えることも多分できるのかなと思うのですが、そうなればずっと秘密保持契約はきちん履行した形になると思います。

だから今、仮の話をしましたけど、そういった時点でもきちん仕事ができる、県として、行政としてできる体制を整えるためにも、今後、メモ書きはやめていただきたいし、それをもって議会に報告するのはやめていただきたいと思いますが、いかがですか。

#### 高木観光誘客課長

今回の10億6,000万円の積算根拠の資料につきましては、今現在は公文書として取りまとめしております。

今後につきましても、必要な情報につきましてはしっかりと公文書として整えていくこととしたいと思います。

#### 重清佳之副委員長

北島委員の言っている、条例が上か守秘義務が上かということ。もうすぐまた4月までには契約をまかないといけないだろうけど、守秘義務があるのにまた中途半端なことを言って、こういうやり方ができるのだったら、全国どこでどんなやり方をしているのかと。今、私は持っているのですが、ほかの県もどこも格安航空はしていないというのに、徳島だけが条例が上と言って守秘義務も見せてくれと、中身を言って。それだけのことをどうやってするのかと。それだったら、やめますと。そこまでは私たちが責任を持っていくのかと。

去年、初めて国際定期便が飛びましたけど、今、ほかも全部守秘義務を守ってやっていると、徳島だけやめませんかと言っていいのかというのは確かにあるのです。ほかも全部やるのだったら構いません。徳島だけやめて公開してくださいと言ってやっていくのかと。それだったらイースター航空もやめるでしょうと。なぜそこだけ示さないといけないのかと言われたら。そう思うのだけど、今、ここまで課長が答えたけど、部長の話だろうけど、どこまで調べてやっているのかというのが分かりにくい。

勝川観光スポーツ文化部長

ただいま重清副委員長から、守秘義務の関係で御質問を頂きました。

我々としましては、今後につきましても、運航会社の企業秘密や他地域との誘致競争で不利になることなどから、一定の情報について守秘義務があることは、引き続き御理解を賜りたいと思っております。

そのような中でも、秘密保持とのバランスを取りながら、県民や議会の皆様に対しては可能な限り御説明できるよう、航空会社とも必要な情報が出せないかどうかは協議、確認しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

今後の守秘義務が無くなったわけではないので、そこは引き続き、先ほどの繰り返しになりますけど、企業秘密に当たること、それから他の地域との路線誘致競争に不利になることから、全て情報を開示することができない状況にあることは、御理解いただきたいと思っております。

重清佳之副委員長

みんなの解釈は、議員が思っている守秘義務の内容でこれだけ示せと言っているのと、理事者側がここまでというのが、今、全然分からない状況なので。今、言っても恐らく違うだろうと、やったら。

もうすぐ2月の予算、それから2月か来年度には必ず契約が来ると思うのだけれど、守秘義務の問題をどうするのか、解決しないでいけるのかなど。議会ももう少し全国のものを調べて、ほかはどんなふうになっているのだと。その中で、我々だけが守秘義務はいけなと言って突っぱねていくのかと。ある程度、ここの部分の守秘義務は構いません、やってくださいというのでないと、理事者もやりにくいと思うのです。

そこらが難しいと思うから、何か検討しておかないと。毎回契約が終わった後、向こうがまた言えませんかと言ったらどうするのかと思って。毎回、今の状況だったらまだもめるだろうと思いますので、全体的な整理をするべきと思います。

勝川観光スポーツ文化部長

次の議会に向けて、他県の状況等を整理すべきではないのかという御質問を頂きました。

副委員長がおっしゃるとおり、我々も次の議会に向けて、今時点でも各県の状況はある程度調査し把握はしているのですが、さらに我々の状況も踏まえて、再度、次の議会までに整理させていただきたいと考えております。

岡田晋委員

二つの航空会社ありきではなくて、私も香港の後輩に言われましたが、グレーターベイ航空のほかにもいっぱいあるのにという感覚があります。グレーターベイ航空、イースター航空だけに特化していったら足元を見られる部分もあるので、ほかの航空会社も視野に入れていく必要があるかと思えます。それは要望しておきます。

沢本勝彦委員長

この際、申し上げます。

扶川議員から発言の申出がありました。委員外議員の発言につきましては、議員一人当たり1日につき趣旨説明、答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされております。

まず、扶川議員から趣旨の説明をお願いします。

扶川敦議員

今の議論に参加したいと思います。

沢本勝彦委員長

委員各位にお諮りいたします。

扶川議員の発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

質疑をどうぞ。

扶川敦議員

今、いろいろ議論されましたが、この問題に関しては私も全く異論ございません。おっしゃるとおりの指摘だと思います。

ただ一つだけ、最初に引っ掛かったのが公文書を作らなかったこと。文書主義に違反していますよね。これは見過ごせない。

徳島県公文書等の管理に関する条例というのは、文書があってはじめて管理できるので、徳島県公文書等の管理に関する条例を作る時に本当にやかましく議論したポイントでして、文書を作らなければどうにもならないわけです。作っておいて、今、守秘義務が課されている部分については黒塗りすればいいのです。そうすれば、先ほど北島委員もおっしゃったように、誰もいなくなって交代した後でも検証できるわけです。

公文書を残すということは、徹底的にやらなくてはいけない。意思形成過程を検証できないです。この点をもう一回、確認しておきたいです。

高木観光誘客課長

ただいま扶川委員外議員より、公文書の取扱いについての御質問でございます。

繰り返しになりますが、9月の経済委員会の時点では守秘義務の関係等もございまして、公文書という形では作成してございませんでしたが、現在は航空会社との外国人の搭乗者数や割合につきまして開示の協議が整っている状況でございますので、具体的な積算根拠につきましては公文書として取りまとめてございます。

扶川敦議員

それは今の議論と噛み合っていないではないですか。私の質問にもかみ合っていないし、申し訳ないけど、重清副委員長がおっしゃった質問にもかみ合っていないです。

公文書をまず、とにかく重要な意思決定に関しては必ず残す。例外なく残す。それから何を隠すかは、県が決められるのです。それを決めるに当たって、何が営業上の秘密かということを厳しく民間の会社とやり取りして、事前にルールを決めておくのです。それを

言っているのではないですか。ここは譲れません。どうですか。

沢本勝彦委員長

小休いたします。（14時47分）

沢本勝彦委員長

再開いたします。（14時52分）

高木観光誘客課長

ただいま扶川委員外議員より、公文書関係、情報公開の関係についての御質問を頂いております。

まず公文書につきまして、今後につきましては関係課とも十分相談いたしまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、航空会社との交渉につきましては、委員の皆様にも御説明させていただきましたとおり、相手方の営業秘密というのはどうしてもございますし、また他県事例におきましても公開していない部分が大多数でございます。

そういった現状も踏まえながら、我々としても航空会社との信頼関係、また議会の皆様や県民の皆様に対する説明責任、両面のバランスをしっかりと取りながら丁寧に進めてまいりたいと考えております。

扶川敦議員

非常に抽象的な答弁でしたけど、適切に対応したいというのは、原則作成するという意味ですか。

高木観光誘客課長

公文書の取扱いについての御質問でございます。

公文書の取扱いにつきましては、県庁の中に専門部署、関係部署がございますので、こちらとも十分協議して適切に対応していきたいと考えております。

扶川敦議員

私が総務委員をやっていた時に、そういう判断は事業課がやると言っていました。そういうのは投げ合いしたら駄目です。ここの課でやらないといけないのです。何が営業上の秘密に当たるかなんてことを、総務に聞いて分かりますか。そういうのは、やっている事業課でないと分からないです。

だからここまでは公開する、ここからは公開しないという話をしっかりして、そういうルールを作って、とにかく作成は全部する。それから契約事項も公文書ですから、これは完全に保管して、いざ時期がたったら見られるという方法もありますから、保管期限を決めて長期間保管する。そうでなかったら、意思形成過程は後付けできないのです。

ものすごく大事なことなので、これはここの課で答えてください。公文書は作成するのが原則です。出せないという判断をすれば、作った上で黒塗りすればいいのです。それが

なぜできないか。これは事業課で徳島県公文書等の管理に関する条例を理解できていないのではないかとくらい思います。尋ねてもまともに答えられないということは。どうですか。

高木観光誘客課長

扶川委員外議員より、公文書の取扱いについての御質問でございます。

公文書につきましては、関係課と相談、協議をしっかりとさせていただいて、最終的には当課におきまして判断していくことになろうと思っておりますので、今後しっかりと対応していきたいと思っております。

扶川敦議員

分かりました。また、その結果を公表してください。

それと、何が営業上の秘密に当たるかということは、正に皆さん、直接相手の会社と交渉なさっているわけでしょう。その会社の機微に触れるところはどこかというのは分かっているわけでしょう。こういう問題あるいはこういう数字については出してはいけないということがあるのだったら、議会にきちんと説明すべきです。説明をした上で、その数字は秘密にしますと言えればいいのです。いかがですか。

高木観光誘客課長

ただいま扶川委員外議員より、航空会社の営業秘密に関する御質問でございます。

航空会社の営業秘密につきましては、航空会社が公表していない数字というのが基本的な考え方になろうかと思っております。

子細につきましては説明できませんけれども、当課としてしっかりと協議をして進めてまいりたいと考えております。

扶川敦議員

競争上の地位が脅かされるとか、利害が損なわれるという理由を、企業側はいつも抽象的に言われます。でも、裁判になったら具体的にどのように損なわれるかということまで説明が求められるのです。具体的にそれが示せない場合は公表しなさいという判決が出るのです。そういう流れなのです。それくらい、国民の知る権利というのは重いものなのです。だから、企業が知らせたくないから公表しませんなんて駄目なのです。そこを理解してください。いかがですか。

高木観光誘客課長

今、扶川委員外議員より、航空会社の守秘義務の関係ということで御質問を頂いております。

繰り返しになりますが、航空会社の営業秘密を守るというのは、信頼関係を構築する上でも非常に重要であると考えております。

一方、県民の皆様や議会の皆様に対しまして説明できることは丁寧に説明させていただきますし、航空会社ともしっかり協議しまして、開示できる情報については進めていき

いと考えてございます。

扶川敦議員

丁寧に説明していただければいいのでしたら、今、依然として非開示にされている部分、私は別に公表を何が何でもしなければいけないと思っているわけではないけど、補助額を公表したらどうということが起こると考えて利害を損ねるとお考えなのか、具体的に説明してください。

高木観光誘客課長

運航支援額について、なぜ説明できないのかという御質問でございます。

運航支援額につきましては、高度な営業秘密に当たるということで守秘義務がかかっていることから、説明できないということでございます。

扶川敦議員

前にこの委員会で委員外質問した時にも言いました。

既に課されているものを一方的に外すというのは契約違反になります。それは難しいから、今度契約する時は、きちんと無駄な守秘義務が課されないような話し合いをすべきなのです。それで、相手の航空会社にも損害を与えないけれども、住民に対して最大限説明責任を果たせる公開をするという姿勢が大事なのです。

次回、そういうのを結ぶときは、書類を全部真っ黒にする、要するに契約書類は全部見せませんなんていうのは駄目です。どの部分が駄目なのかということまで、きちんと相手の企業から聞いた上で、部分公開をしたいがこの部分は公開していいかということ、情報公開に当たってはもう一回確認を取って公開すればいいのです。そういう丁寧な対応をしてください。どうですか。

高木観光誘客課長

扶川委員外議員より、今後の航空会社との交渉についての御質問でございます。

今後につきましては、航空会社との信頼関係もしっかりと構築しながら、議会や県民の皆様への情報開示、説明責任とのバランスもしっかり取りながら、丁寧に航空会社と協議を進めてまいりたいと考えております。

北島一人委員

先ほどの私の質疑の中で、要は公文書を、作ったものを秘密にすると、そういうことができるのではないかというような話をさせていただきましたけれども、徳島県公文書管理規程第6条第3項の中で、部長以上だと思いますが、部長の名前で発出する公文書につきましては、秘密に属する公文書には「秘」を付けることができるという文があるので、もう一度、この中身をきちんと部内で確認していただいて、きちんと条例にのっとった運用をしていただきますよう、そして秘密も守られるという形を取っていただきたいと要望して終わります。

沢本勝彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で観光スポーツ文化部関係の調査を終わります。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（15時03分）